

くらしの情報



No. 255

2020年9月号

編集発行：新宿区立新宿消費生活センター TEL：03-5273-3834

豪雨に備える ～もしもの時、身を守るために～

近年、世界的に水害が多発しているように、日本でも局地的な大雨の発生頻度が増加傾向にあります。台風や大雨は、事前に備えることで、被害を防ぐことや、軽減することができます。いざという時、命を守り、被害を最小限に抑えるためには、自然災害の正しい知識を持ち、日々の備えと、災害が起きた時の対処が大切です。

集中豪雨に備える

台風や大雨は、毎年大きな災害をもたらします。警報などの防災気象情報を利用して、被害を未然に防いだり、軽減することが可能です。テレビやラジオなどの気象情報に十分注意してください。台風や大雨の危険が近づいているというニュースや気象情報を見たり聞いたりしたら、災害への備えをもう一度確認しましょう。

家の外の備え

- 大雨が降る前、風が強くなる前に窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- 側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
- 風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定したり、家の中へ格納する。



家の中の備え

- 非常用品の確認：懐中電灯、携帯用ラジオ（乾電池）、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品など
- 室内からの安全対策：飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。
- 水の確保：断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保。

避難場所の確認など

- 学校や公民館など、避難場所への避難経路を確認しておく。
- 普段から家族で避難場所や連絡方法などを話し合う。
- 避難時は、持ち物を最小限にして、両手が使えるようにしておく。

避難時に注意すること

- **河川や用水路に近づかない**▶ 局地的な集中豪雨が発生すると、河川や用水路は水が溢れ、激しい水の流れができることがあるので、絶対に近づかないようにしましょう。
- **地面より低い道は通らない**▶ 立体交差する道路で、路面の高さが前後より低い道（アンダーパス）や、歩行用の地下通路は集中豪雨の際に冠水の危険性があります。
- **冠水している道路は危険**▶ マンホールや側溝のふたが外れて転落する可能性があります。やむを得

ず冠水箇所を移動する場合は、傘などで地面を探りながら移動します。

- **車での避難は控える**▶ 交通渋滞の原因や緊急車両の妨げとなるので、車での避難は控えましょう。また、水防活動の妨げになるので、堤防に車を放置してはいけません。
- **逃げ遅れたときは高い建物に避難**▶ 万が一逃げ遅れた場合は、3階以上の丈夫な建物に避難しましょう。



豪雨の時は、川に近づかないでください

区内の神田川及び妙正寺川は、豪雨の際に短時間で水位が上昇し、水が溢れる都市型河川の特徴があります。そのため対策として、以下の項目を覚えておきましょう。

- ・「新宿区洪水ハザードマップ」でお住いの地域の危険度を確認しておきましょう。

区内の河川の水位が警戒数値に達すると、警報サイレンが鳴ります。

- ・「防災気象情報」のメールアドレスを登録しましょう。

気象警報等が発表された場合に、防災気象情報メールを配信しています。下記アドレスやバーコードから配信登録をすることができます。日頃から正確な情報の収集を行ってください。

URL

<http://www.bousai-mail.jp/snjk/>



新宿区気象情報ホームページでは、区内10地点の水位情報と6地点の雨量情報をお知らせしています。以下へアクセスしてください。

URL

<http://www.micosfit.jp/snjk/>



- ・地下室・半地下室のある建築物は確認してください。地下室等を設置する際、浸水被害の防止または軽減するための浸水対策が必要です。浸水対策上の措置には、①出入口を一段高くする（マウンドアップ）、②防水板を設置する、③開口部の位置を高くする、④排水ポンプを設置するなどがあります。

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階 ^{※1} に整理しました。		
<避難情報等>		<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2}
警戒レベル4	速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告・避難指示(緊急) ^{※3}
警戒レベル3	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始(市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報・大雨注意報等(気象庁が発令)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報(気象庁が発令)

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報
氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報
氾濫警戒情報
洪水警報 等

これは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

ハザードマップ(被害予測地図)で家族会議を!

いつ起こるか分からない災害に備えて、ハザードマップを確認しながら、家族で避難方法や待ち合わせ場所、連絡方法などを話し合っておきましょう。また、各家庭の安全確認や備蓄品、非常持ち出し袋の確認なども定期的に行うようにしましょう。



おすすめ「東京都防災アプリ」

防災の基礎知識や暮らしの中でできる防災対策、災害時に役立つコンテンツが充実しています。



防災グッズの用意



災害が発生すると物流が一時的に止まり、スーパーマーケットやコンビニエンスストアの商品もすぐに品切れになってしまう恐れがあります。自宅での生活が継続できるよう、水や食料は、事前に最低3日分、できれば1週間分の備蓄をしましょう。それぞれの家庭の事情に合わせて、必要な物品を備蓄するようにしましょう。

参考資料

新宿区 防災ハンドブック「災害に備えて」
https://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_002188.html

国土交通省気象庁
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/amehyo.html

東京都福祉保健局 避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/hinanjo-guideline_COVID-19.html

公益財団法人 市民防災研究所 (イラスト)
<http://www.sbk.or.jp/blog/archives/2590>

避難所での新型コロナウイルス感染に注意

感染経路が特定できない新規感染者が報告される中、大規模な地震や台風、豪雨などの風水害時には、多くの住民が避難する避難所が3密状態により感染が拡大する恐れがあります。避難所では自治体の指示に従い、感染症拡大防止に協力しましょう。

また、マスクの着用、手指の消毒、検温は必須で、発熱や妊婦は申し出てください。



令和元年度は、前年度に引き続き、国の機関や裁判を思わせる名称でハガキや封書を送りつけたり、実在する大手通販会社名や大手金融機関名などを詐称して「未納料金があり法的手続きに移行する」とのショートメッセージを送ったりする、「架空請求」の相談が数多く寄せられました。

幅広い年代からインターネットを利用した通信販売の相談が増え、特に定期購入と気づかせずに購入させるダイエットサプリなどの健康食品や化粧品の相談件数が大幅に増加しました。

6月にチケット不正転売禁止法が施行され、9月に開催されたラグビーワールドカップ 2019 日本大会に関連して、「観戦チケットを公式サイトから購入したつもりが転売サイトだった」「使用不可の可能性があるので解約したい」「チケットが届かない」という相談も多数寄せられました。

令和2年の年初からマスクや消毒液、トイレトーパーについて、品不足や高価格、「ネットで注文したが商品が届かない」、という新型コロナウイルス関連の相談が入るようになりました。また、新型コロナウイルス感染予防のための活動自粛による、旅行関連、結婚式場、スポーツジム、卒業式着用予定だった貸衣装等のキャンセルの相談が急増しました。



1. 相談件数【図1】

令和元年に消費生活センターに寄せられた相談は4,140件で、前年度(3,862件)に比べ7.2%の増加となりました。販売方法としては通信販売が1,316件全体の31.8%となっています。

2. 相談当事者の性別、年代別内訳【図2】

契約当事者の年代別相談件数を見ると、「70歳以上」が最も多く、契約当事者が60歳以上の高齢者の相談は全体の3割を占めています。

3. 相談内容と特徴【図3】

最も多い相談は「商品一般」でした。架空請求のはがきなどを送り付けられた60歳以上の女性からの相談が目立ちました。

第2位は「レンタル・リース・賃借」で、そのほとんどが賃貸アパート・マンションの退去時の原状回復費用に関する相談でした。

第3位は「放送・コンテンツ等」の相談でした。アダルトサイト、出会い系サイトの不当な請求、ウイルスに感染したとの偽警告表示により契約させられた不要なウイルス対策ソフト、簡単に必ず儲かるという情報商材などの相談が入りました。

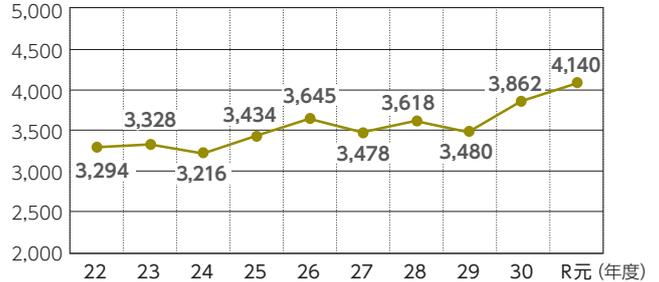
第4位の「役務その他」は、火災保険を使って家屋の修理が出来ると勧誘する事業者による保険申請代行サービス、ネット広告を見て申し込んだ鍵の開錠サービスや水回りのつまり解消サービスなどで、主にネット広告と乖離した高額料金の請求に関わるものでした。

第5位健康食品や第9位化粧品の相談が、前年度と比べて激増しましたが、これはスマートフォンなどで「初回無料」「初回〇〇円」などの広告を見てお試しのつもりで申し込んだところ定期購入になってしまった、解約の電話をかけてもお話し中でつながらない、などという相談が数多く寄せられたことが原因と考えられます。

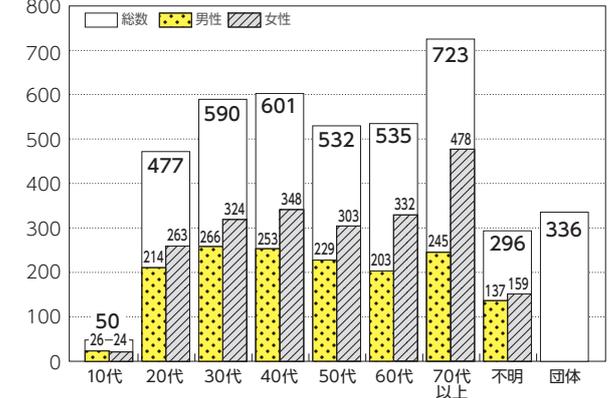
まとめ

スマートフォンが普及し、ネットショッピングも簡単にできる時代になりました。しかし、その一方で取引相手の所在地が外国だったり、安い値段に惹かれて注文したはずが購入回数の条件がある定期購入だったり、と思いがけない契約になることがあります。また決済方法も多様化し、近年は契約内容が益々高度化・複雑化・国際化しています。トラブルに遭った時に解決が難しいケースも増えていますが、困った時は悩まずに新宿消費生活センターにご相談下さい。また新宿区では弁護士による消費者相談も実施していますので、ご利用下さい。

【相談件数の推移】 図1



【性別、年代別受付件数】 図2



【相談受付件数の多い商品・役務分類】 図3

順位	商品・役務分類	R元年度	H30年度	増減	対前年度比	主な項目
1	商品一般	439	556	-117	79.0%	商品が特定されない消費料金の架空請求、不審なメールや電話、不用品の買取り等
2	レンタル・リース・賃借	400	375	25	106.7%	賃貸アパートの修理費や敷金等の返金、車や晒れ着のレンタル等
3	放送・コンテンツ等	297	386	-89	76.9%	コンテンツ利用料にかかる架空請求、アダルト情報サイトの不当請求、テレビ放送サービス等
4	役務その他	208	155	53	134.2%	公的機関を装った個人情報削除サービス、廃品回収サービス、不動産仲介サービス等
5	健康食品	195	79	116	246.8%	ダイエット食品、栄養補助食品、薬的な効果をもたらした食品等
6	移動通信サービス	136	133	3	102.3%	携帯電話・スマートフォン等の通話料や付帯サービス、モバイルデータ通信契約等
7	インターネット通信サービス	129	109	20	118.3%	光ファイバー、プロバイダー契約等
8	教室・講座	116	122	-6	95.1%	ビジネス教室、タレント・モデル養成教室、スポーツ・健康教室等
9	化粧品	113	90	23	125.6%	化粧品セット、化粧クリーム、脱毛剤、シャンプー等
10	医療	110	116	-6	94.8%	医療サービス、歯科治療、はり・きゅう、マッサージ・指圧、骨つぎ等

単位：件

新宿消費生活センターからのお知らせ

9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です。



高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。だます手口は年々巧妙になり、時には複数人で役柄を演じ分けて勧誘し、お金をだまし取ろうとします。少しでもおかしいと感じた時は、お気軽にご相談ください。すでに被害に遭われた方も、隠したり泣き寝入りしたりせずに、お住まいの消費生活センターにご相談ください。また、周囲の皆さんによる見守りも大切です。高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見にご協力ください。



事例 ◆悪質商法への注意

- ▶「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句に注意！
 - ▶事業者の説明をうのみにせず、契約内容を十分確認しましょう。
- ▶身に覚えのない請求に慌てない！
 - ▶相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。絶対に支払わない。

相談先

- （新宿消費生活センター）
新宿区内在住・在勤・在学の方が対象です。このページ下部を参照してください。
- （局番なし）☎ 188 ※お住まいの近くの消費生活相談窓口につながります。

新宿区消費生活地域協議会を開催しました

令和2年7月28日（火）、第1回新宿区消費生活地域協議会を開催し、消費者教育の推進と消費者安全の確保について、意見交換を行いました。

消費者教育の推進では、成年年齢引き下げを見据えた消費者教育について、現状と課題を報告後、意見交換を行いました。

消費者安全の確保では、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りについて、個人情報の共有の仕組みを、アクティブシニアについても活用することについて協議しました。

講座・イベント情報

みなさまのご参加をお待ちしています。

講座・イベント名	講師	会場	日時	費用	主催	申込み・問合せ
1 契約の基礎を学ぶ 一改正民法との 関わりを含めて	大迫恵美子 弁護士	戸塚地域 センター (高田馬場2丁 目18番1号)	10月4日(日) 10:00～12:00	無料	新宿 消費生活 センター	往復はがきに講座名・住所・氏名・年代・性別・電話番号を記入し、〒103-0012 中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101（公社）全国消費生活相談員協会事務局へ。メール（shinjukuuketuke@zenso.or.jp）も可。応募者多数の場合抽選（返信用はがきには、返信用に住所・氏名を書いて下さい） 電話お問合せ先：5614-0543
2 保険の選び方	(公財) 生命保険文化 センター		10月17日(土) 10:00～12:00			



相談員コラム

消費生活センターには、年初から新型コロナウイルス感染防止のために活動自粛したことによるキャンセルの相談が数多く寄せられました。それと同時に新型コロナウイルスに便乗した詐欺の相談も入るようになりました。「給付金を支払うので、個人情報を入力するように」と携帯電話にメールが届いた、「給付金を送金するので、ATMに行ったら口座番号などを入力するように」と電話がかかっ

てきた、などというものです。新たに出てきたのが、「サラリーマンでも無職でも自営していることにして申請すれば持続化給付金100万円が受け取れる」などといった、受給資格がない消費者へ不正受給を持ちかける非常に悪質な勧誘です。持続化給付金は個人事業者も含む事業者に対して支払われるものであり、自身を事業者と偽って申請をすることは犯罪行為（詐欺罪）にあたります。誘いに乗った消費者は、被害者になるだけでなく、消費者自身も罪に問われる可能性が高い、ということになります。くれぐれも甘い話にはのらないで！契約前に消費生活センターに相談してくださいね。

商品の購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民のみなさまのために

消費生活
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎 3階

相談日 月～金曜日（祝日等を除く）

▶電話相談＝午前9時～午後5時 ▶来所相談＝午前9時～午後4時30分

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、来所相談を休止している場合がありますので、事前にお問い合わせください。